

草津市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、市長から監査結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

令和3年9月30日

草津市監査委員 岡野 則 男

草津市監査委員 横江 政 則

〔定期監査〕

令和2年12月25日告示分および令和3年3月30日告示分

監査対象：都市計画課

意見・指摘事項	措置状況等
滋賀県道路・都市計画協会会費の算定について、算定方法の開示を協会に求め、支出根拠を明確にされたい。	滋賀県道路・都市計画協会に対し、会費算定方法の開示を求めたところ、説明を受け、支出根拠が明確になりました。

監査対象：公園緑地課

意見・指摘事項	措置状況等
ガーデニングサークルの取扱い区分を整理され、適切な支出科目を検討されたい。	ガーデニングサークルの会員向けに送付する通信の郵送料について、ガーデニングサークルの会計から支出するようサークルと調整を行いました。

監査対象：子ども家庭課

意見・指摘事項	措置状況等
<ul style="list-style-type: none"><li>・草津市立少年センター条例施行規則について、市長部局において規則を制定されたい。</li><li>・少年補導委員の出動報酬について、出動報酬の規定を検討されたい。また出動報酬の性格や意図を確認し、支出科目や報酬額について見直しを検討されたい。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・草津市立少年センター条例施行規則を令和2年12月25日に公布し、同日に施行しました。</li><li>・少年補導委員の出動報酬は、ボランティアであるため、報酬から報償費での支出に変更しました。</li></ul>

監査対象：健康増進課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>地域健康づくり推進事業等実施業務について、業務の仕様を明確にし、契約手続きをより適正に執行するとともに、業務終了時には、業務履行に係る経費の報告を求め、精算対象を明確にして精緻に確認されたい。</p>	<p>令和2年度末に市委託事業とその他の収入・支出を区別し、経費の報告を求めました。令和3年度契約分については、業務の仕様内容を明確にし、業務終了時には仕様内容に基づき、履行に係る経費の報告を提出するよう求めています。</p>

監査対象：税務課

意見・指摘事項	措置状況等
<p>令和2年度市・県民税課税支援業務にかかる受注者からの完了届出書について、契約書・仕様書に基づき履行されているか、遺漏なきよう検査されたい。</p>	<p>市・県民税課税支援業務について、委託業務内容を精査のうえ、単価契約の対象を契約書及び仕様書に明記し、これらに基づき履行されていることを確認・検査しています。</p>

監査対象：まちづくり協働課（老上西学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償について、交付金のルールをしっかりと踏まえて会計サポートされるよう関係者間で調整するとともに、事業報告書に添付されている活動計算書にも役員報酬として計上されていたことから、事業報告書の審査、交付金の確定手続きにおいて十分注意されたい。また、同交付金の交付対象である職員の通勤手当について、事業報告書に添付されている活動計算書で報告されている通勤手当を含む給料手当が、事業報告書の金額と合致していなかったことから、交付申請書類や添付書類との不整合な箇所がないか十分確認して事業報告書を審査されたい。</p>	<p>各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、コミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</p> <p>また、令和2年度から交付申請書類や添付書類との不整合等の有無を協議会と市で確認できるようチェックリストを作成して、適正な運用を図りました。</p>

監査対象：まちづくり協働課（渋川学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<p>まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</p>	<p>各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、コミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</p>

監査対象：まちづくり協働課（山田学区まちづくり協議会）

意見・指摘事項	措置状況等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくり協議会運営交付金のうち会長費用弁償の趣旨を周知するとともに、会計処理方法の指針を明示して各協議会で統一性のある処理ができるよう指導されたい。</li>   <li>・地域一括交付金の事業報告書について、事業報告書審査時に交付申請書類や活動計算書との不整合な箇所がないか十分確認されたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各まちづくり協議会に会長費用弁償の趣旨を周知しました。役員報酬や通勤手当に伴う会計処理については、コミュニティ事業団を通じて業務支援をしているため、市とコミュニティ事業団とで連携を図りながら、各まちづくり協議会にマニュアルに基づき指導や周知を徹底しています。</li>   <li>・令和2年度から交付申請書類や添付書類との不整合等の有無を協議会と市で確認できるようチェックリストを作成して、適正な運用を図りました。</li> </ul>